

空家等対策の推進に関する特別措置法及び南房総市空家等の適切な管理の推進に関する条例（案）の関係について

□ 法で規定されていること

■ 条例（案）で規定しようとしていること

令和7年6月11日（水）～令和7年7月11日（金）
パブリックコメント
南房総市建設環境部建設課住宅係

【措置の流れ】

市民等からの通報・情報提供（条例5条）

敷地外現場調査（法4条1項）

所有者等の把握（法9条1項）

- ・登記簿（法務局）
- ・住民票・戸籍簿（南房総市役所市民課）
- ・相続放棄申述有無調査（家庭裁判所）

所有者等の特定

・聞き取り

（法10条1項）

・固定資産課税台帳

（法10条3項）

- ・住民票・戸籍簿（他市区町村）
- ・電力会社
- ・水道局
- ・外務省（在留届）
- ...

所有者等不明

所有者等多数

適切に管理されていない空家等

管理不全空家等（法13条1項）

特定空家等（法2条2項）

立入調査（条例7条）

条例による提案等（条例8条）

軽微な措置（条例9条）

助言（法12条）

緊急安全措置（条例10条）

立入調査（法9条2項）

※正当な理由なく拒否したとき、虚偽報告があったときは20万円以下の過料（法30条2項）

指導（法13条1項）

勧告（法13条2項）
※住宅用地特例解除（固定資産税が高くなる）

助言・指導（法22条1項）

勧告（法22条2項）
※住宅用地特例解除（固定資産税が高くなる）

⑥意見聴取（条例11条2項）・審議（条例11条3項）
⑦勧告後の住所・氏名の公表（条例11条1項）

意見書の提出・公開意見聴取（法22条4項～8項）

命令（法22条3項）
※違反したときは50万円以下の過料（法30条1項）

⑧命令の住所・氏名の公表（条例11条5項）

戒告書・代執行令書の交付（行政代執行法3条1項・同条2項）

行政代執行（法22条9項）

費用徴収（国税徴収法に準じる）※財産差押え

・管理不全建物管理人等の選任申立（法14条3項）

・略式代執行（法22条10項）
・相続財産清算人等の選任申立（法14条1項・2項）

緊急代執行（法22条11項）